

## **[事案 27-22] 入院給付金等支払請求**

・平成 27 年 8 月 7 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

入院給付金等の支払いを請求したところ、告知義務違反により契約が解除されたことを理由に、解除の取消しと入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 24 年 10 月に契約した医療保険と生前給付保険について、以下の理由により、告知義務違反は存在しないので、契約解除を取り消して、入院給付金等を支払ってほしい。

(1)平成 24 年 9 月 3 日から 7 日まで、風邪により A 病院を受診し、7 日には主治医より完治したと告げられた。

(2)同月 10 日の告知書記入時、募集人から、「2 週間以内に完治した風邪による病院の受診については、告知しなくてもよい」と言われたので、A 病院を受診した事実は告知しなかった。

### **<保険会社の主張>**

申立人は、平成 24 年 9 月 7 日の A 病院受診の際に甲状腺異常を指摘され、精密検査を受けよう説明を受けたうえで、B 病院を紹介されている。したがって、募集人の説明した「風邪による受診であり 2 週間以内に完治したもの」という告知しなくてもよいケースには該当せず、告知義務違反が存在するので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人が主治医から受けた説明の内容、およびその説明をどのように認識していたか等、告知時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、告知義務違反による解除について保険会社に不適切な取扱いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。